あります、夫れから第二には勞働者の餘暇を善用する件でありましたが之は第一回國際勞働會議に於て勞働時間は八時間に決定されて居ます處が日本は何うかと云ふに之を批准仕ないで矢張九時間も十時間も働かして居る併し各國では既に八時間制を實施して居ます、勞働時間を短縮して一面休養時間を與へる事に成つたが此時間を若も惡い方面に使へば却つて勞働者の爲めにならん故に此餘暇時間を如何に善用すべきか或は運動場を造り又圖書館をこしら夜學を完備させやうと云ふのでありますが勞働者の餘暇を有利に使つてこそ效力があるが然う仕なければ八時間勞働は頗る不徹底である日本などでは其餘暇を善用仕樣としても餘暇を持つて居らぬから夫れが議事の初めから問題と成るのを見ても日本は遲れて居るのは丁度未だ取ら狸の皮算用を仕て居る樣なものであります之は日本政府が惡い何ぜ批准を濟して之を實行仕なかつたかであります、然ふ云ふ風な事が相談されて餘暇を與へた以上は其餘暇を如何にして善用するか勿

論其の國其の國の事情に依て異つて來ますが日本の如き國民に取て餘暇を善用する方法を講じなければならぬと云ふことは一國の問題に過ぎないのであつて國際的に考へなければならぬ問題であります、夫れから第三には勞働者の保護に就て出來て居る日本は未だ出來ない國が多いのであります、例へば其國は勞働者の惡い制度の國に當れば國民は一層の善手へ向て一層の進歩を期する事が必要であります、例へば一國の産業を發達させるには勞働者の保護に就て出來ない